

部活動顧問の不適切指導 第三者委員会報告書

事案概要	学校・設置者の対応	報告書内容	提言・再発防止策
<p>2012年7月25日 岡山県岡山市の県立岡山操山(そうざん)高校野球部のマネージャーの男子生徒(高2・16)が、自殺。</p> <p>2011/4/ 当該生徒は、中学校時代は軟式野球部に所属していたこともあり、入学後すぐに選手として硬式野球部に入部。 6/11 監督から激しく叱られることがいやで、退部。 7/23 野球部の同級生から、戻ってくるよう誘われて、マネージャーとして復帰した。 しかし、監督に「マネージャーなら黒板くらい書け」「マネージャーらしい仕事をしろ」「声を出せ」と注意されており、自殺当日も練習後、炎天下のグラウンドに一人残され、叱責されていた。 自殺した日の帰宅時、同級生の野球部員に、「もう俺はマネージャーじゃない。存在しているだけだ。」と話していた。</p> <p>当時、野球部は、夏の全国高校野球選手権大会で、ベスト8に入るかもしれないと期待されていた</p>	<p>学校は、教科担当の教員9名に簡単なアンケートを実施。当該生徒が野球部にマネージャーとして復帰してから亡くなるまでの3日間に絞ったうえで、「気になった様子」「特徴的な様子」を尋ねるきわめて簡単なものだった。このアンケート結果をもとに、自殺の原因が見当たらないと遺族に説明。 遺族宅を訪問した際、野球部監督の言動が当該生徒の自殺の原因ではないかとの発言があったにもかかわらず、学校は、同教諭に野球部の聴き取りを担当させた。</p> <p>2012/8/ 遺族は公平中立性を確保した調査を求める。</p> <p>2012/8/末までに、当該教諭が監督を辞めたいと述べたが、校長は10月26日まで慰留。(11/15 辞任)</p> <p>2012/-2013 県教委の調査で、監督が「マネージャーらしい仕事をしろ」などと繰り返し叱責したことが判明。ただし、体罰やいじめは確認されず、「自殺との因果関係は不明」と結論。 2013 年度、当該教諭は通信制課</p>	<p>2021/3/26 報告書 394 頁</p> <p>【教員の問題点】 野球部顧問は4名いたが、主顧問であり監督であり、野球の経験が豊富な教諭の指導方針に、口を挟むものはいなかった。 監督は、毎日、誰かしら野球部員を怒り、激しく叱責していた。「死ぬ」「帰れ」などの暴言やパイプ椅子を振り上げることもあった。怒り出すと止まらないこともしばしばあった。 ノック練習の時、あえて捕球できないところに球を連打して打ち、部員を激しく叱責した。当該生徒もされていた。これを部員の間では、「(恒例の)エンジョイタイム」と呼んでいた。試合に負けたら、連帯責任の「罰」として走らせていた。 調査委員会はこちら「肉体的苦痛を伴うこと」を「体罰」に該当すると判断。 仕事内容の説明もなく、マネージャーが一人しかいないなかで、すべてに対応するのは困難であるにも関わらず、理不尽に叱られた。</p> <p>自殺の主因として、選手を辞めたあとマネージャーとして野球部に復帰した際、監督に「1 回辞めたんじゃから、覚悟はできとるんじゃろな」と言われており、もう野球部を辞めることができないとの心境に</p>	<p>【提言】</p> <p>1.部活動の在り方を見直す ・部活動の指導を顧問任せにするのではなく、学校・教職員全体として、部活動及び生徒の実情に関する情報を日常的に交換・共有して、運営・指導する。 ・教育課程との関連に留意して、部活動の適切な活動時間と休養日等を遵守する。 ・生徒の意欲や自主性、自発的な活動を促す適切な指導方法、コミュニケーションと体罰・ハラスメントなどの許されない指導とをしっかりと区別し、体罰やハラスメントを根絶する。 ・指導に当たっては、それが科学的・合理的な内容と方法であることを生徒が理解・納得できるよう、十分に説明する。 ・「県運動部活動の在り方に関する方針」を確実に実行する。</p> <p>グッドコーチに向けた『7つの提言』</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。 ② 自らの「人間力」を高めましょう。 ③ 常に学び続けましょう。 ④ プレーヤーのことを最優先に考えましょう。 ⑤ 自立したプレーヤーを育てましょう。 ⑥ 社会に開かれたコーチングに努めましょう。 ⑦ コーチの社会的信頼を高めましょう。 <p>(コーチング推進コンソーシアム 平成27年3月13日)</p>

<p>た。</p> <p>程に配置転換。同時に軟式野球部監督に就任。 (2012/11/15 野球部保護者役員との協議の場で、教頭は「当該教諭は今後、野球部の指導には基本的にかかわらない」と説明)</p> <p>2013/8/6 この日まで、当該教諭と遺族の対面なし。</p> <p>2015/12/25 両親による「人権救済」の申し立てを受け、岡山弁護士会が、「生徒に対する教育的配慮を欠く、行きすぎた叱責が人権侵害にあたる」として、再発防止のための措置を求める要望書を、高校と県教委に提出。</p> <p>2018/8/13 自殺から6年後、県教委が第三者委員会を設置。</p> <p>【処分】 2021/11/ 監督の教諭を停職3カ月の懲戒処分。</p> <p>2022/9/ 遺族の要望を受け、県教委が文科省に出した報告書を訂正。</p>	<p>あったことに加え、監督に対して畏怖していた中で、自死する直前に監督から激しく叱責されたこととあったと認定。監督の言動は、教員という立場を利用したハラスメントとした。</p> <p>【学校・教委の問題】 第三者委は問題発覚前後の学校や県教委の対応についても「遺族の心情に寄り添っていない」「調査が不十分」などと批判。</p> <p>【保護者の問題】 野球部員の保護者のなかには、事件後も、監督による指導には誤りがなかった旨の意見表明する者がいたり、監督を直接励ます者もいた。</p> <p>https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/708755_6372234_misc.pdf</p>	<p>2.自殺への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・教職員間の情報共有と連携 ・生徒・保護者への説明及び外部への情報発信 ・生徒の心のケア <p>3.自殺の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内の環境づくり ・自殺予防教育 <p>4.生徒支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒全体に届く支援 ・多様な生徒に対する支援 ・教育相談や生徒支援の担当者と専門職の連携。教員全体で研修 <p>5.自殺事案発生後の遺族との関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本調査と遺族対応の基本 ・学校内での情報共有の在り方の見直し ・遺族の心情の理解 <p>6.県教委による支援体制</p> <p>7.提言の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践例から学ぶ
<p>2012年12月23日 大阪府大阪市の市立桜宮高校のバスケットボール部キャプテンの男子生徒(高2・17)が自殺。 顧問の体育教師にあてて「顧問</p>	<p>【調査・検証】 2012/12/28 市教委が外部監察チームを設置。 ・事件が発生するに至った全容解明。</p>	<p>2013/4/30 報告書38頁 体罰が放置された一因は「調査に消極的態度をとった学校と、学校に厳しく指導しなかった教育委員会にある」と指摘。</p>
	<p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体罰に関する学校や指導部が把握した情報は、その全てが教務部ないし教育委員会会議に到着する仕組みを構築する。 ・管理職は、学校での体罰事案が明らかになれ 	

<p>の教師から顔を叩かれたなどの体罰を受けてつらい」などと書いた手紙と遺書が残されていた。男子生徒は自殺する前日にも顧問教師から体罰を受けていた。</p> <p><u>この教諭については以前にも、市教育委員会に、体罰をしているのではないかという情報が寄せられたが、学校からは「体罰はなかった」との報告があったという。</u></p> <p><u>2013/1/9 過去に暴力行為による顧問教諭の懲戒処分が行われたバレーボール部において再度、同じ顧問による暴力行為が行われていたことが発覚。</u></p>	<p>・体罰等の根絶を目指した外部通報窓口の設置及び窓口に寄せられた通報に関する事実調査。</p> <p>【処分】 2013/2/ 市教育委員会はバスケットボール部顧問だった教諭(47)を懲戒免職処分。 2013/3/26 体罰を見過ごし、他の教諭からの調査を求める進言を放置するなど適切な監督責任を怠ったとして、前校長を停職1カ月、教頭(55)を同10日の懲戒処分。</p>	<p>【顧問の問題】 <u>顧問教諭はこれまで恒常的に体罰を行っていた。</u>校長に対し、「私は人間関係がしっかりしている生徒には叩く」とはっきり伝えたという。 体罰等が行われても、生徒及び保護者が異を唱えない場合、これが顕在化しないまま処理されてきた。</p> <p>【学校の特殊性】 当該校は、体育科及びスポーツ健康科学科が存在することに起因して、<u>体育系部活動が盛んな学校であるため、部活動で専門的な指導が期待されている。</u>当該校の教諭55名のうち、体育科教諭は15名。人事異動に際してそれに見合う後任者の確保が困難なため、体育科教諭15名から期限付教諭3名を除いた12名のうち7名の在籍年数は10年を超、うち4名は15年を超えていた。 <u>在籍年数の長い体育教諭の発言力が強く、同教員に意見が言いにくい環境が形成。</u>他の教員より、体育教員の意向がより反映されやすい風潮があった。 <u>生徒が問題行動を起こした場合にも、部活顧問に怒ってもらうなど、顧問の力に依存する風潮があった。</u>そのため、体育教員による体罰等が顕在化しにくかった。</p> <p>【教委の問題点】 <u>教委指導部は職員の8割が学校現場から異動してきた教員出身者で占められ、</u></p>	<p>ば、自らの監督責任を問われるおそれがある。また、同じ学校で働く教員を仲間意識からかばうことも想定し得る。</p> <p><u>公益通報調査の方法について、校長を直接の調査担当者として報告を指導部の担当が受けるという画一的方法ではなく、事案に応じて、教員の懲戒やサービスを担当する教務部の教職員人事担当や指導部高等学校教育担当が直接調査することや、教職員人事担当や指導部、学校現場が共同して調査を行うなど、協力体制の下、適正な調査を行う方法を検討する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・監察部においては、業務に携わった職員を明確にし、後日、判断過程が検証できる程度の記録を残す。 ・委員会の審議の内容を議事録に残す。 ・調査経緯を正確に委員会に伝達する仕組みづくり。 <p>【改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本アスリート会議議長であり、アスリートネットワーク理事長である柳本晶一氏を大阪市教育委員会事務局顧問(桜宮高等学校改革担当)として迎え、桜宮高等学校のカリキュラムの見直しに取り組みとともに、桜宮高等学校をモデル校とし、その改革内容を全市的に広げていくべく、積極的に取り組む。 ・全市立学校における体罰・暴力行為等に関する実態把握のため、児童・生徒・保護者へのアンケート調査ならびに指導における体罰・暴力行為等に関する教職員の意識調査を実施。 ・「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針・児童生徒の問題行動への対応に
---	---	--	--

		<p>体罰情報を扱う際に、<u>仲間意識からなれ合いに陥る危険が潜む。</u></p> <p>【保護者の問題】 スポーツ指導の場においては、<u>ある程度の体罰等があつて当然であるといった風潮のもとで、体罰等が恒常的に行われ、保護者の中にも体罰等に寛容で異を唱えない傾向があつた。</u>当該事件が起きた後も、バスケットボール部員や保護者から、顧問を非難する意見はほとんど上がらなかった。</p> <p>https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000217951.html</p>	<p>関する指針」並びに「大阪市部活動指針」を策定。</p> <p>・ケーススタディによる校内研修の手引「<u>体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために</u>」を作成。</p> <p>https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11190118/www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000235731.html</p>
<p>2018年7月3日 岩手県矢巾町の県立不来方(こずかた)高校のバレーボール部の新谷(あらや)翼さん(高3・17)が、自宅で自殺。</p> <p>自室に残されたメモには「ミスをしたら一番怒られ、必要ない、使えないと言われた」「高校でこれなら大学で生きていけるはずがない」などと書かれていた。</p> <p>2年生の早い時期から、当該生徒には顧問より、<u>バレーボール推薦によるE大学推薦の話が出されていた。</u></p> <p>2017/11/ 当該生徒は、同大学に進学してバレーボールを続けることへの不安や悩みを口にし、進学したくないという思いを友人</p>	<p>県教委は部員や教員に聞き取りなどをした結果、「<u>通常の指導の範囲で教諭に落ち度はなかった</u>」と主張。</p> <p>校長は、遺族に言われるまで、それまでどおり、バレーボール部の指導を続けさせていた。</p> <p>2018/ 事件のあと、顧問は総合教育センターの研修指導主事をつとめる。</p> <p>遺族に対し、顧問から説明も謝罪もない。</p> <p>【処分】 2019/3/20 前任校での暴言・暴行についての民事裁判で、平手打ち</p>	<p>2020/7/22 報告書提出 概要版 34 頁 当該生徒が2年生時の 2017 年秋ごろから顧問の叱責や言動が厳しくなっていた。3年生の4月以降、集中的になり、強まっていた。顧問は、「背が一番でかいのに何もできない」「使えない」「ミドルとセッターのせいで負けた」などと発言。</p> <p>調査委員会は、「いずれも、いたずらに威圧・威嚇し、人格を否定し、意欲や自尊心をも奪うものであり、指導としての域を超え、教員としての裁量を逸脱した不適切な発言」と認定。</p> <p>調査委員会の聴き取りに対し、顧問は「相手を傷つけようと思って叩くのが暴力であり、相手を傷つけるつもりではなくて叩くのは暴力ではない」という認識を述べた。</p>	<p>【提言】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 悩みや苦しみを抱えた生徒が援助希求できる体制の構築。 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自死に関する教職員の対話的な学びを実践する。 ・生徒からの声をすくい上げ、対応することができる相談チーム体制の構築。 ・生徒への援助希求行動の啓発プログラムを整備、実践し、成果を県内の学校で共有する。 2. 生徒の主体性を育む指導体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・問題のある指導に係る ①正確な事実確認、②適切な対応評価、③的確な情報共有ができなかった理由の解明と、①～③を確実に遂行できる方法の検討。 ・国や省庁によるガイドラインなどをトップダウンで伝達するだけでなく、教育現場の発想や問題意識によって改良し、ボトムアップによるガイドラインの展開。

<p>らには語っていが、顧問から希望進学先を尋ねられて、「E 大学でお願いします」と答えていた。2018/2/ 同大学バレーボール部の監督に会い、進学が内定。</p> <p>顧問は、2008 年に在籍していた県立盛岡第一高校バレー部での暴言や暴力行為で PTSD を発症し不登校になったとして、元部員に提訴されていた。</p> <p>2019/2/1 仙台高裁は、一審で認定した鍵を壁に投げつけて叱りつけるなどの行為のほか、教諭が部活動中に平手打ちした事実や、人格を否定する暴言を言い放った事実を認定。県に計 40 万円の賠償を命じる判決。(確定)</p>	<p>の事実や「お前は駄馬だ」「駄馬がサラブレッドに勝てる分けがねえんだ」等の発言を認定して、岩手県に 40 万円の支払いを命じた高裁判決が確定したことを受けて、顧問に減給1月の懲戒処分。</p> <p>2022/6/24 県教委は、元顧問を、不適切な言動を繰り返したとして、懲戒免職処分。ただし、発言と自殺との因果関係については、結論を出せないとする。</p> <p>当時の副校長など5人を戒告の懲戒処分。自殺当時の校長は退職済のため、処分対象にならなかった。</p>	<p>当該生徒は、学校生活アンケートで、「安全でない場所がある」と回答していたが、学校は何ら対応を取っていなかった。顧問が前任校で体罰に関し訴訟が起こされていた点についても、県教委と高校の情報共有が十分でなかったと批判。</p> <p>自殺との関わりについては、「教諭の叱責や発言が絶望感や孤立感を深めさせた可能性は否定できない」と結論。</p> <p>報告書 概要版 https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page/001/032/539/kyougishiryou1.pdf</p>	<p>・部活動に依存した進路指導・キャリア教育の問題点を示し、生徒に選択する力を育てる進路指導・キャリア教育の方法を示し、実践するとともに、県内の学校で共有する。</p> <p>・部活動への参加が義務付けられている実態やその要因を県教委が調査し、各学校で部活動の参加の自由を制度的に位置づける。</p> <p>・推薦入学者選抜実施概要に、「3年間にわたってその部活動を続けることを強制したり、学校に所属する条件としたりするものではない」との趣旨の文章を追記する。</p> <p>3. 提言に基づく「岩手モデル」の策定と発信</p>
<p>2019年4月30日 茨城県高萩市の市立萩中学の女子生徒(中3・15)が自宅の自分の部屋で自殺。 女子生徒が自筆で残したメモに、男性顧問が卓球部の部活中、全部員に対し「ばかやろう」「殺すぞ」などと発言したほか、物を床に投げ付けたり、複数の部員の肩を小突いたりしたことなどが記されていたという。</p> <p>2018/9/ 女子生徒は学校のアンケートに「学校は楽しいけれども、部活動はつまらない。やって</p>	<p>【処分】 2021/5/24 県教委は調査の結果、2018年から2019年にかけて、部員の肩を小突いたり、「ぶっ殺す</p>	<p>2021/3/25 報告書 第三者委は自殺の原因は複合的で「単純明快な説明は困難」とした。また、報告書では「リストカットや抑うつ的な訴えといったSOSが何度も出ていたにもかかわらず、学校も家庭も適切な対応が取れなかった」、「部活動の意義を逸脱した勝利至上主義が顧問の威圧的指導を助長した」などと問題点を指摘。</p> <p>再発防止策提言では、学校や自治体の自殺予防対策の不十分さと、部活動の問題点についても言及。「勝利経験が生徒の成長を促すとの考えから、試合に勝つための厳しい練習を肯定する見解は、</p>	<p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における自殺予防が必要。学校や自治体との連携も必要。 ・一人一人の児童生徒理解に根差した生徒指導体制を構築する。 ・児童生徒指導においては、力があり権限のある特定の教員に生徒指導を一任する「聖域」を作らず、風通しのよい組織体制を構築する必要がある。 ・学校における自殺予防対策として、児童生徒に適切な SOS の出し方教育と、教職員および保護者の SOS を受け止めて適切な対応をするためのゲートキーパー教育が必要。 ・SC の活用。SC の勤務体制を強化、常勤配置。SC の専門性の強化。

<p>いるとイライラする」と記していた。</p> <p>2019/3/15 女子生徒は登校していたが、練習に出なくなっていた。</p> <p>3/20 教育委員会に、指導に関する匿名の相談が寄せられ、学校側が教諭を指導し、部活の様子を見守るなどしていた。</p>	<p>ぞ」などと暴言を発しながら胸ぐらをつかんだりといった、不適切な指導を行っていたことが確認できたとして、<u>男性教諭(39)を減給 10 分の 1、9か月の懲戒処分。</u></p> <p>一方、第三者委員会の報告書が指導と自殺の因果関係を認めていないことを踏まえ、<u>自殺自体は「処分理由に加味しない」と説明。</u></p>	<p>生徒の自主的・自発的な参加という部活動の本来の意義を逸脱している」と指摘。部活動の参加が事実上義務化されている点は改める必要があるとした。遺族が非公開を望んだため、自殺に至った理由など具体的な記述部分は黒塗りで公表。</p> <p>https://www.city.takahagi.ibaraki.jp/page/page004955.html 報告書概要 6 頁</p> <p>https://www.city.takahagi.ibaraki.jp/data/doc/1616719399_doc_121_0.pdf</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教委および教育事務所の学校支援体制の強化。 ・スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と県教委の「県運動部活動の運営方針」を参考にして、中学校の運動部の在り方について改革が必要。 ・部活動参加が事実上義務化を改める。 ・自治体の自殺対策計画を、本事案を踏まえて見直す。自他の生命の大切さを指導する教育は、自殺リスクのある子どもにとってはかえって自己評価を低める恐れがあり、自殺予防教育としては不適切。
<p>2021 年 1 月 30 日 沖縄県の県立コザ高校の運動部主将を務める男子生徒(高2)が、自殺。</p> <p>2019/ 当該生徒は、中学時代までの競技成績が評価され、同校に推薦入学。</p> <p>2020/ 3年生引退後、当該生徒が主将に選出された。大会で、当該生徒は成績を残したが、1位、2位は他校の1年生だった。</p> <p>2年で主将になって以降、男性顧問教諭から、「主将をやめろ」「部活をやめろ」「気持ち悪い」「帰れ」などと、日常的にきつく叱責されていた。また、丸刈りを強要されたり、「〇〇橋から飛べ」と言われた(顧問は否定)。</p> <p>当該生徒の死後、学校が行った</p>	<p>2021/2/ 県教委は、第三者委員会を設置し、詳細調査を行う意向。</p> <p>2021/4/1-4/18 県立学校部活動実態調査を実施</p> <p>【処分】 2021/7/29 沖縄県教委、不適切な指導を継続的に繰り返したとして、<u>顧問教諭(49)を懲戒免職処分にしたと発表。</u></p>	<p>2021/3/19 報告書 28 頁</p> <p>顧問だった男性教諭は当該生徒が昨年7月に主将になってから叱責が厳しくなり「キャプテンを辞めろ」といった精神的負担となる言葉を日常的に使っていたと指摘。男子生徒が自殺した前日も顧問から厳しい叱責を受けていたことが『最後の引き金』になった可能性が高いとし、「部活動以外に、自死につながるほどのストレス要因は考えにくい」と結論。</p> <p>同部は前年度、県大会や九州大会でも優勝。長年にわたって連覇してきているうえ、研究指定校とされていることも相まって、教諭も、部員たちも部の成績を維持しなければならぬとプレッシャーを感じていた。</p> <p>生徒との連絡にLINEを多用し、迅速な対応を要求。やりとりは夜中まで続くこともあり、男子生徒は帰宅後もイヤホンを着</p>	<p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職に対し、教員の問題行動に関する報告があった場合、内容に応じて、事実関係に関する調査及び調査結果に基づく適切な対応(独自研修の実施や観察強化等)をとるべき。 ・<u>少なくとも、別件不登校事案のような重大事案については、徹底した調査・検討を迅速かつ慎重に行う。</u> 予め対応手段を確立しておくなど、調査・検討の体制を整備する。 ・適切な情報共有 ・可能な範囲で、組織全体で指導の実態について確認できる体制を整備。不適切な指導が発覚した場合は直ちに適切な指導を執り行えるようにする。複数の学校関係者が部活の運営に関与する仕組みや役割分担の検討、管理職による巡回方法の見直し、保護者会の設置を検討。 ・生徒がプレッシャーを感じ、追い込まれることのないよう配慮する。顧問も、学校の期待を押し付けず、顧問が生徒の精神状態に気を配ることのできるよう、成果や成績だけを重要視するのではなく、<u>生徒の主体的な活動がなされるような環</u>

<p>顧問への事情聴取や教員・生徒へのアンケート調査で、<u>当該生徒が日常的に厳しい指導を受けていたことがわかる回答があった。</u></p>		<p>けて連絡の有無を意識するなど「生徒は常に緊張状態に置かれ、多大な精神的疲労を抱えていた」。</p> <p>顧問のライン履歴から生徒とのやりとりが削除されていることも判明。</p> <p><u>当該生徒は特別推薦で入学した際、「活動継続確約書」の提出を求められていた。部を辞めても退学にはならないが、生徒たちには知られていなかった。顧問の誘いで推薦入学したため部活動を辞めづらい状況にあったことも男子生徒を追い詰める要因になった。</u></p> <p><u>2017 年度にも、当該顧問が鼻に指を入れたりいきなり技をかけられたと女子生徒から副顧問に相談があった。また、顧問から授業中に不適切な言葉を受けた女子生徒が 2018 年度に不登校になっていた問題も今回の調査の中で判明。学校は詳細な調査をせず、顧問に対して十分な対応がなされた様子はない。</u></p> <p>県立高校の保護者の有志らが、「県の調査期間は短いうえに生徒 10 人余と教職員 6 人への聴き取りに留まっており不十分」だとして、教育委員会から独立した第三者機関による再調査などを求める。</p> <p>2022/1/ 県は、第三者再調査委員会を設置。期限は設けずに行われる。</p>	<p>境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問から、部員に作業等を依頼する場合、内容やタイミングを吟味し、生徒の意思を十分尊重する。生徒の負担にならないよう配慮し、可能な限り事前調整をしたうえで依頼する。学校は、このことを教員に周知徹底する。顧問教員による身勝手な生徒の利用が行われないよう注意を払う。 ・学校側で保護者会設置や運営に関する準則等を整理したり、副顧問や他の教師による協力体制を整備したりする。 ・<u>児童生徒等との連絡は、原則として学校の電話を使用。職員私用の携帯電話やメールを使用しないことを改めて周知徹底する。また、教師から生徒への連絡事項は、原則として部活動時間や学校時間内で伝え、時間外の連絡が例外であることに、深く留意する。</u> ・文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」を周知徹底させる。ガイドラインを用いた研修を学校独自に検討する。 ・クラスでアンケートを実施する場合、担任が普段見ることができない部活動に関する質問を充実させる。回答方法もチェックするのみで足りる簡易なものを多数取り入れ、生徒が気軽に書き込めるものにする等の工夫をする。<u>部活動に関する独立のアンケートを実施することも考えられる。</u> ・特別推薦制度を見直す。特に、募集要項の記載方法並びに確約書の適否及び仮に確約書を提出させる場合でも記載内容を検討する。<u>部活動を辞めた場合でも退学とならないことについて、少なくとも、教員や保護者に対しては周知徹底する。</u>
--	--	--	--

【過去の事案より】

- ・2001年度の文部科学省の調査で、体罰ではないかと調査され、処分を受けた教職員の担当教科は「保健体育」が最も多く、全体の31.2%を占めていた。
- ・暴力や暴言等の問題行動をする教員の多くは、学校内で強い発言力を持ち、周囲が意見できない状況だった。
- ・部活顧問が、部員の生活すべてに口出す権限。本人も周囲もそれを当然視。(勉強、恋愛、髪型、健康、食事、休みの過ごし方、価値観)
- ・有形暴力をふるう教職員の多くは、言葉での暴力もひどい。

- ・部活動での成績が優秀だったり、キャプテンだったりする部員がターゲットにされやすい。
- ・競技の練習にカモフラージュした罰が利用されている。(罰走、ボールをぶつける、技をかける、同じ練習の繰り返し、ミスの指摘)

- ★被害が出たり、告発があったりしても、学校管理職をはじめ学校設置者の多くは、適切な調査を行わず、事件の沈静化を図ってきた。
- ・とくに部活動が成果を上げている場合、部活生徒やその保護者を中心に、嘆願書や署名が出されるなど、教師を擁護する勢力がある。

- ★指導死(教職員の指導をきっかけとした児童生徒の自殺)事例(1952～2022年)計128件(未遂16件含む)中、有形暴力が確認されたのは22件(17%) 80%以上は有形暴力なし。(2022年11月現在、武田さち子調べ)

- ・暴力や暴言、暴力的シゴキで生徒を死に追いつめた教職員の多くが、事件以前に指導の在り方が問題になったり、処分されたりしても、同じような指導を繰り返していた。生徒が亡くなったあとも、遺族への謝罪もなく、反省が見られないことが多い。

- ・暴力や暴言で問題になると、教師を異動させることが多いが、前任校での問題が十分に情報共有されないことが多い。

- ★教師の言動により、子どもが亡くなっても、口頭注意や戒告など、処分が極めて軽いことが多い。また、事件から処分までに数年かかることもある。なかには事件後、管理職がむしろ栄転・出世したり、当該教師が学校現場からは離れても、教育委員会などで指導的立場になったりしていることがある。刑事裁判や民事裁判で暴行が認められたり、メディア等で大きく報じられて批判されたりしてからようやく、処分が出ることが多い。

・教職員を**免職処分**にしたことで、他の自治体例より不当に重いとして、教職員からの**不服申し立て**により、**処分が取り消し**になった例がある。
 (2003年北九州市において部活動指導で体罰を行ったとして中学校男性教諭を懲戒免職⇒教諭の人事委員会に不服申し立てにより修正。停職6月後、2005年の4月に別の中学校に復職。人事委員会は「関係者の証言などから暴行や暴言は事実と認定したが、体罰を理由にした懲戒免職処分が全国的に極めてまれなことや、保護者や同僚教諭ら約5600人が処分軽減を求める嘆願書を集めたことなどから修正裁決」)

「体罰」に関する行政処分について—桜宮高校体罰問題を境に変容する「体罰」概念—鈴木麻里子 論文 より)

・第三者委員会等が、教師の言動と自殺との因果関係を認めても、学校・教委が結果を受け入れようとしないことがある。
 ・第三者委員会等の報告書が出て、学校や自治体のホームページで公表されたり、現場に情報共有されたりすることなく、教訓が生かされない。

【参 考】 DV 加害者と暴力教師との共通点 (「女を殴る男たち DVは犯罪である」(梶山寿子著／文藝春秋) 引用)

「ドメスティック・バイオレンスの背景には、一方が他方を『腕力や権力(パワー)』で『支配(コントロール)』しようとする構図があります。
 相手を自分の所有物のように支配して、すべて思い通りにコントロールするのです

●バタラー（暴力をふるうひと）の特徴

「暴力の否定」:

「たいしたことはしていない」「あれば暴力とはいえない」と手前勝手に解釈したり、ウソをついて、虐待の事実を否定する。相手に重傷を負わすほど虐待しても、自分が“暴力亭主”だという認識はなく、逮捕されても「あんなささいなことで、まさか」と心底意外な顔をする。犯罪の加害者としての自覚は皆無である。

「責任の転嫁」:

「妻がそう仕向けた」「酒のせいだ」などと罪を自分以外のものになすりつけ、自分は被害者だと考える。また、「暴力は妻を矯正するため、妻のためにやったのだ」と主張し、他人も自分の意見に同調してくれるものと信じている。

「コントロールするための戦略」:

「おまえほどバカな女はいない」などと妻の自尊心を傷つけるようなことを言うのは、相手をコントロールしやすくする戦略。

自信を持たれてはやりにくいいため、徹底的に罵り妻の人格を攻撃する。悪口を言いふらして社会的に孤立させ、「他人のほうが大事なのか!」と詰め寄って、親しく

している友達や同僚、親戚から引き離す。頼るものは夫しかいない、という状況をつくり出したうえで、意のままに操作する。

「更生に対する拒否」:

加害者意識がないため、当然、更生しようという意志はない。ひとりの女性を虐待する男性は、また別の女性を虐待する。

また、バタラーは通常、別れ話には簡単に応じない。「殴りたくなるぐらいの憎い妻なら、すぐ離婚に同意するのでは」と思うのは間違いで、むしろバタラーは「愛しているからこそ、虐待するのだ」と主張する。何よりもまず相手が自分に楯突くことが気に入らない。虐待を続けるためにも、対象は側に置いておく必要がある。

●バタードウーマン（暴力の被害者）が逃げられない理由

バタードウーマンが逃げられない理由として、「学習された無力感・絶望感」という心理状態がある。

心理学者のセリーマンは次のような研究をした。

犬を檻の中に入れて、理由もなく電気ショックを与える。

いいことをしても、悪いことをしても、とにかく虐待する。つまり、バタードウーマンと同じ状況に置く。

最初はもがいていた犬も、時間も状況も予測できない虐待を受け続けているうちに、檻から逃げ出すことも試みずに、ただおとなしく電気ショックを受けているだけになる。

しばらくすると、檻を取り払っても犬はじっと動かない。腰が抜けて、行動する気力も失ってしまう。

バタードウーマンも檻に入れられた犬のように、明確な理由もないままに殴られるという日々の繰り返すと、混乱し、すべてをあきらめてしまう。

バタラーの更生は大人になってからでは困難である。暴力の被害者は「無力感・絶望感」を学習してしまう前に、逃げ出さなければならない。

「ドメスティック・バイオレンス サバイバーマニュアル 自由への羽ばたき」

(ウェンディ・スーザン・ディートン、マイケル・ハーティカ著／柿本和代訳／明石書店)

「相手のふるう暴力や虐待について言い訳をみつけたり、暴力や虐待の責任を自分で負ったりすることは、あなたにとって危険です。

こういう考え方は、人間としての自己評価感や人間としての価値観を侵食していき、自分を尊敬できなくしていきます。

あなたは他者のとる行動について何の責任もないのです。人は、自分がとる行動を選択しているのであり、意識的に決定を下しているのです。だれも、あなたのことを精神的にしる肉体的にしる傷つけてよい理由があるはずはありません。理由などというものはあるはずないし、いかなる説明も理不尽でしかないのです。」

【 提 案 】

1. 教師の不適切指導や言動を法律で定義し、防止策を立てる。

加害者	被害者	法 律
親	子ども	児童虐待防止法 2020年4月改正 児童虐待の定義 保護者が、その監護する児童に対して、 ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置。保護者以外の同居人による同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
子ども	子ども	いじめ防止対策推進法 2013年9月28日施行 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
おとな	おとな	労働施策総合推進法(通称「パワハラ防止法」) 2020年6月1日施行 パワハラに当たる6つの行為 ①身体的な攻撃、②精神的な攻撃、③人間関係の切り離し、④過大な要求、⑤過小な要求、⑥個の侵害
教師★	子ども	学校教育法11条 体罰禁止のみ。 通常、体罰と判断されると考えられる行為とは、①身体に対する侵害 ②被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの。

2. 教師との関係で、不登校になった事案も、重大事態として、第三者が調査検証できる仕組みをつくる。

【参 考】

令和2(2020)年度 文部科学省「不登校児童生徒の実態調査」概要 https://www.mext.go.jp/content/20211006-mxt_jidou02-000018318-2.pdf

・最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけ(複数回答) → (不登校児童生徒・保護者が回答)

小学校 先生のこと 29.7% 友達のこと(いやがらせ・いじめ)25.2% 中学校 先生のこと 27.5% 友達のこと(いやがらせ・いじめ)25.5%

令和2(2020)年度 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(学校が回答する通常調査)

(概要) https://www.mext.go.jp/content/20221021-mxt_jidou02-100002753_2.pdf

・不登校の要因(主たるもの) 小学校 教員との関係 1.9% いじめ 0.3% 親子の関わり方 14.6% 中学校 教員との関係 0.9% いじめ 0.2%

○2023年4月1日施行「こども基本法」(第10条 都道府県こども計画等)や条例の活用

・尼崎市子どもの育ち支援条例(平成21年施行令和3年改正) https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/008/172/jyourei.pdf

第19条 何人も、子どもの人権を侵害してはならない。 第24条3項 子どもの人権侵害に関して必要な調査その他の行為を行う。

・泉南市子どもの権利に関する条例 https://www.city.sennan.lg.jp/shisei/jinken/kodomo_kenri/1464490773495.html

第6条 子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができる。

3. 「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」(平成20年2月8日、令和4年8月31日一部改定)の活用。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/20220902-mxt_kouhou02-1.pdf

本ガイドラインは、「指導が不適切である」教諭等の認定について、その把握及び報告・申請の段階から研修後の措置までを一連の人事管理システムと捉え、その各段階において、人事管理システムが公正かつ適正に実施され、「指導が不適切である」教諭等に適切な措置がなされることを目的とする。

「指導が不適切である」ことの具体的な例としては、下記のような場合が考えられる。

- ① 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない場合
- ② 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない場合
- ③ 児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合
(児童等の意見を全く聞かず、対話もしないなど、童等とのコミュニケーションをとうとうとしない等)

★ このうちの③で、教員による児童生徒へのパワハラ等の要件を具体的に例示する。

指導改善研修は、研修を開始した日から任命権者が定めた期間(延長しても2年を超えない範囲内)が経過した時点で終了する。教特法第25条第4項に基づき、指導改善研修終了時において、任命権者である教育委員会は、「指導の改善の程度に関する認定」を行わなければならない。

指導改善研修終了時の認定において、未だ「指導が不適切である」と認定された教諭等に対しては、教特法第25条の2に基づき、指導改善研修後の措置として、分限免職処分や地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第47条の2に基づく県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用(以下「免職・採用」という。)等の措置が取られることとなる。

4. 学校・設置者が問題を隠せない仕組みと、教師の反省・立ち直り・復帰時のチェックに被害者側が望めば、関与できる仕組みづくり。